

権利行使態様の多様化を踏まえた  
特許権の効力の在り方に関する  
調査研究報告書

平成23年2月

財団法人 知的財産研究所

## 2. 中国

天達律師事務所  
日本国弁護士・知的財産権顧問  
分部 悠介

### (1) 概説

関連法上、諸外国同様、中国においても、特許権侵害が認められた場合、差止請求が認められるのが原則であり、これが制限されるのは、民法上、権利濫用に該当する場合や、専利法<sup>1</sup>上、強制実施許諾が認められる場合等、極めて、例外的な場合に限定されている。

かかる法律上の原則にも拘わらず、中国では、様々な場面において、差止請求が制限される可能性がある。この点、中国では多くの基本的な政策に係る規定が公布されていて、これが法律実務に大きな影響を与えているのが大きな特色であり、法律規定だけでなく、こうした政策に係る規定の分析が重要となるため、以下、差止請求の制限に関連する政策、法律を俯瞰する。

まず、差止請求の制限に係る最大の根拠となっているのが、2008年に国家の知的財産に係る基本総合戦略として発布された「国家知的財産権戦略綱要」の中で、重点戦略として、「知的財産権濫用の防止」が特記され、同第14条にて、「関連する法律・法規を制定し、知的財産権の境界を合理的に定め、知的財産権の濫用を防止して、公正な競争のための市場秩序と人々の合法的権益を維持する。」と規定されている点である。

同規定を受けて、中央、地方の各政府機関において、様々な形で、知的財産権の差止請求権に係る制限について規定されている。

まず、2009年に、最高裁判所は、「最高人民法院の国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」にて、「知的財産の濫用を防止し、法律に照らして先使用权、現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁事由を審査し、独占行為を制止し、法律に基づき権利不侵害と訴訟濫用、賠償不払の訴えを受理、審査し、知的財産を濫用し訴訟プロセスを乱す競争相手、競争の排除と制限、イノベーションを阻害する行為を規制し、社会公衆の合法権益を守らなければならない。」と規定した。また、同年、「最高人民法院の現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干の問題に関する意見」にて、「関連の行為を停止することによって、当事者間に深刻な利益不均衡をもたらす場合、あるいは社会の公共利益に反する場合、又は實際上、その実行が不可能である場合、案件の具体的な状況に応じて利益判断を行い、停止行為の判決を下さず、より十分な賠償や経済

---

<sup>1</sup> 専利とは特許、実用新案、意匠を含む概念であり、これらが「専利法」でまとめて規律されている。専利のうち、発明専利が特許に相当する。

補償などによる代替措置を講じ、紛争の解決を図ることもできる。長期的に権利侵害を放任し、権利保護に消極的である権利者が権利侵害の停止を請求した状況において、関連行為の停止を命令することが当事者間に比較的深刻な利益の不均衡をもたらす場合は、行為停止を命令しないよう慎重に検討することができる。ただし、その場合も法に基づき合理的な賠償を行うことを妨げない。」と規定し、訴訟上、専利権を含む知的財産権に基づく差止請求権が制限される可能性を示唆した。厳密に言うならば、関連実体法で規定する範囲以上に知的財産権の差止請求権の制限を容認するものであるが、中国では、司法権の独立は完全に確保されておらず、このような形で司法権の行使が国家政策の影響を受けることも多い。

また、2010年、国家知識産権局は、「国家知的財産権戦略綱要」の専利に係る部分を遂行するべく、「全国専利事業発展戦略（2011-2020年）」を制定し、「国情を勘案しつつ、世界状況との調和を図ること」、「政府支援と市場による調整を調和させること」、「全体総合方策と個別地方・業種に応じた方策とを協働させること」とともに、「権利保護と公共利益の保護のバランスを図ること」が4つの基本原則のうちの1つとして掲げられ、「専利権の濫用を規制するための実体規定及び手続規定の研究を行う。」ことが規定された。

上述した各国家政策に基づき、法律上も、2008年から新たに施行された独占禁止法第55条では「事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を準用する。」と規定され、2009年に専利法が改正されて、専利権の行使が過度の独占となる場合について、強制実施権許諾事由として新たに追加された。独占禁止法上、一定の濫用的な知的財産権の権利行使類型が規制されることは中国に限ったことではないが、独占禁止法関係の政府要人らが、後述のとおり、同法に関して、「外国企業が中国国内の一部の産業で独占状態になることを防止しなければならない。」「中国企業において日々増えている国際的な知的財産権紛争を解決のための有力な武器になる。」といった見解を示しており、今後、特に、外国企業による中国企業に対する知的財産権の行使に影響を与える可能性もあると思われる。

上述のとおり、特許権の差止請求権の制限の根拠となり得る国家政策、法律規定が散見されるものの、実務上は、現在のところ、特許権侵害成立を認めながらも、差止請求権が制限された裁判事例は少ない。これは、特に、中国国内企業の特許紛争においては、特許権者が、賠償金獲得目的で訴訟提起することが少なくなく、侵害が認められた後も、使用料の支払と引換えに、継続使用を認めて和解することも多いので、そもそも、この点が論点になりにくいという実情がある。もっとも、中国企業の技術力も向上し、年々、外国企業が当事者となる特許訴訟の数が増加していること等を考えると、今後、特に、外国企業が中国企業に対して特許権に基づく差止請求権を行使しようとする事案において、この点が問題となる事案も増えてくるであろうと思料される。

以下、上述した関連政策、法律、裁判例等について詳述する。

## (2) 各論

### (i) 差止請求権に係る基本事項

#### ① 差止請求権に係る法律規定

中国法上、日本特許法第 100 条のように特許権侵害に基づく、差止請求権を明確に規定した条文はなく、また裁判所も複数の条文に基づき、差止請求を認めているのが現状であり、具体的には、専利法第 11 条、民法通則第 118 条又は第 134 条を、差止請求を認める法律根拠とするのが一般的である。また、上述の各規定に加えて、権利侵害責任法第 15 条、「最高人民法院による専利紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」(法積[2001]21 号) 第 23 条も侵害行為の差止めの根拠となり得る条文と解されており、後述の行政機関に対して侵害停止を求める場合には、専利法第 60 条も差止請求の根拠となる。

差止請求を認める判決が確定した後、侵害者が判決に従って即時に侵害行為を停止しない場合は、民事訴訟法第 212 条に基づき、権利者は判決書を持って人民法院に強制的執行を申し立てることができる。「最高人民法院による人民法院の執行作業に関する若干の問題の規定(試行)」(1998 年 7 月 18 日より施行、2008 年 12 月 8 日に一部改正) 第 18、20、24、26、60、107 条に強制的執行の具体的な手続が規定されている。

#### ② 裁判所に提起する方法以外に差止めを請求する手段

中国では、裁判所以外に、各知的財産権法を所轄する行政機関に対しても差止めを請求することができるのが特徴であり、専利権の場合、専利事務管理部門に対してこれを求めることができる(専利法第 60 条)。

かかる行政機関による差止めの長所は、短期間かつ低コストで解決ができることが多いことと、審理が柔軟に実施できることにある。

すなわち、行政手続の審理期間は、通常、3 か月から 1 年程度で処理されるため、場合により数年間かかってしまう裁判手続よりも短期間での解決が図られることが多い。また、侵害紛争の審理過程は裁判手続より柔軟性があるため、例えば審理の多くが証拠提出期限等の形式的な問題を巡る争論に陥ることが少なく、端的に争点に係る争論に集中しやすい。

他方で、行政手続の短所は、侵害行為の差止めしかできず、損害賠償請求については当事者間で調停が成立しない限り認められず、調停が不調の場合、裁判所に提訴せざるを得ないという点である。また、一般に、裁判所の裁判官の方が専門性が高いため、複雑な権利範囲の解釈が要求される事件の場合等は、行政手続に依らず、司法手続にて判断を求めた方が良い。

総合すると、明らかな侵害行為で、速やかな差止めを求めたい場合には行政手続、損害賠償を求めたい場合や争点が複雑な場合には裁判手続という形で使い分けていくのが一般的である。

また、税関においても、専利権侵害疑義物品の輸出入行為に対する差止めが認められている（税関保護条例2条）が、特許権侵害については、高度に専門的な判断が求められることもあり、実際に差し止められる事案は少ない。

( i i ) 差止請求権を認めない可能性（差止請求権の制限に係る政府政策、関連法規）

中国では、諸外国と異なり、政府政策基本方針が法律実務に大きな影響を与えることが多いという点は上述のとおりであるが、特に近年、多くの政策文書が公布され、この中で差止請求権の制限に関する事項について言及され、今後の差止請求の制限実務に関して大きな影響を与える可能性があるため、以下のとおり、詳述する。

① 「国家知的財産権戦略綱要（国発〔2008〕18号）」（2008.6.5）

中国政府は、以下のとおり、自国の知的財産権制度に関して課題認識している。

「全体を見ると、我が国の知的財産権制度にはまだ不備がある。自主的知的財産権の水準も保有件数も、まだ経済社会の発展上のニーズを満足させていないこと、知的財産権に対する人々の意識がまだ薄いこと、市場主体による知的財産権の活用能力がまだ強くないこと、知的財産権への侵害がまだ目立っていること、知的財産権の濫用行為がしばしば起きていること、知的財産権へのサービス支援体制や人材育成が遅滞していること、経済社会の発展を促進するという知的財産権制度の役割がまだ十分に発揮していないこと、がある。」

上記課題認識の下、この先5年間（2013年まで）の改善目標として、以下を掲げている。

「知的財産権保護の状況が明らかに改善される。海賊版、偽造・偽称などの侵害行為が明らかに減少し、権利擁護コストが明らかに低下し、知的財産権の濫用現象が効果的に抑制される。」

これに関しては、以下のとおり、重点戦略として掲げられ、詳述されている。

「三、戦略の重点

（四）知的財産権濫用の防止

(14) 関連する法律・法規を制定し、知的財産権の境界を合理的に定め、知的財産権の濫用を防止して、公正な競争のための市場秩序と人々の合法的権益を維持する。」

また、知的財産権のうち、専利権については、以下のとおり、強制実施権について規定されている。

#### 「四、専門任務

##### (一) 専利

(20) 専利の保護と公共利益との関係を的確に扱う。法によって専利権保護を図るとともに、強制許諾制度を整備し、例外制度の役割を發揮し、合理的な関連政策を検討・制定し、公共危機の発生時に人々が必要とする製品とサービスを適時かつ十分に取得できるよう、保証する。」

#### ② 各政府部門基本方針

「国家知的財産権戦略綱要」記載目的を達成するため、各政府部門がそれぞれ基本方針となる法規範を制定しており、以下のとおり、それぞれ差止請求権の制限に関する事項が規定されている。

##### (a) 最高人民法院関連

A) 「最高人民法院の国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」(法発〔2009〕16号)(2009.3.30)

第8条において、「様々な重大関係において全体と併せて各方面の利益も考慮し、「綱要」で打ち出した各項と特定項目を人民法院の関連部門が着実に遂行することを確実に保証し、知的財産審判の全面的協力と持続的な発展を実現する。」とされ、人民法院が「綱要」を着実に実施することが規定され、差止請求権の制限に関する事項として、以下の各事項が規定されている。

「二つには、私権保護と公共利益擁護の関係をしっかりと処理し、私権保護意識と私権保護法則の尊重を強化し、法律に基づき当事者の合法権益を保護し、私権の保護によりイノベーションを奨励する知的財産制度の目標を実現する。また、合理的に知的財産の限界を定め、法律に従い公共利益が定める強制的規範を保護し、私権と公共利益のバランスを確保し、公共秩序を守らなければならない。」

上記規定は、主として、後述の専利法で規定する強制実施権を想定していると思料される。

「三つには、法律に照らして保護と適度な保護の関係をしっかりと処理し、我が国の経済社会と科学技術文化の発展状況を十分に考慮、把握し、司法政策と自由裁量、法律適用技術を上手く利用し、司法保護を合法かつ適度にさせる。科学技術創新と経済発展を奨励することができ、かつ知識を広め活用を促進するために有利である。イノベーション効果と権益を確実に保護することができ、また企業の自主创新能力向上を促進することができる。」

上記規定は、主として、中国における科学技術の発展の保護を想定していると思料される。

「四つには、権利保護と濫用防止の関係をしっかりと処理し、知的財産の保護力を強め、偽ブランド品や海賊版などの重大な権利侵害行為を厳格に取り締まり、全力を上げて権利と利益の保全コストを下げ、権利を侵すことによる代価を大幅に上げ、権利侵害行為を有効的に抑止し、権利人と消費者の合法権益を確実に保護し、公平競争の市場秩序を守らなければならない。また、知的財産の濫用を防止し、法律に照らして先使用权、現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁事由を審査し、独占行為を制止し、法律に基づき権利不侵害と訴訟濫用、賠償不払の訴えを受理、審査し、知的財産を濫用し訴訟プロセスを乱す競争相手、競争の排除と制限、イノベーションを阻害する行為を規制し、社会公衆の合法権益を守らなければならない。」

上記規定は、主として、知的財産権の濫用的行使、後述する独占禁止法で禁止されている知的財産権の濫用行為等に対する規制が想定されていると思料される。

B) 「最高人民法院の「現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持にかかわる若干の問題に関する意見」(法発〔2009〕23号)(2009.4.21)

2008年末の金融危機を受けて、最高人民法院が発布した意見であり、以下のとおり、差止請求権の制限に関する規定がある。なお、本意見は、金融危機を受けて、臨時に発布された意見であるため、中国経済が金融危機から回復した現時点においては、相対的に通用力が低下したと思料されるが、差止請求権が制限され得る場合を具体化しており、今後の実務においても参考になると思料される。

「15、権利侵害停止の救済作用を十分に発揮し、権利侵害停止責任を適切に適用することで、権利侵害行為を有効に抑制する。当事者の訴訟請求、案件の具体的な状況、権利侵害を停止する実際の必要性に基づき、当事者に対し、権利侵害製品を製造する専用材料や設備などの処分を明確に命令することができる。しかし、処分措置の実施は確かにその必要があることを前提とし、権利侵害行為の深刻性に相当するものとし、不要な損失をもたらしてはならない。関連の行為を停止することによって、当事者間に深刻な利益不均衡をもたらす場合、あるいは社会の公共利益に反する場合、又は實際上、その実行が不可能である場合、案件の具体的な状況に応じて利益判断を行い、停止行為の判決を下さず、より十分な賠償や経済補償などによる代替措置を講じ、紛争の解決を図ることもできる。長期的に権利侵害を放任し、権利保護に消極的である権利者が権利侵害の停止を請求した状況において、関連行為の停止を命令することが当事者間に比較的深刻な利益の不均衡をもたらす場合は、行為停止を命令しないよう慎重に検討することができる。ただし、その場合も法に基づき合理的な賠償を行うことを妨げない。」

上記規定により、①当事者間に深刻な利益不均衡をもたらす場合、②社会の公共利益に反する場合、③實際上、その実行が不可能である場合、④長期的に権利侵害を放任し、権利保護に消極的である権利者が権利侵害の停止を請求した状況において、関連行為の停止を命令することが当事者間に比較的深刻な利益の不均衡をもたらす場合の4つの場合に差止請求が否定される可能性が明示された。

なお、訴訟前の権利侵害停止手続（仮処分手続に相当）に関しても、以下のとおり、規定がある。

「14、法律条件を厳格に把握し、訴訟前に権利侵害を停止させる措置に対しては慎重に対処する。訴訟前における権利侵害停止措置の実施には積極的かつ慎重に対処し、合理的かつ有効でなければならず、権利侵害に対する有効な制止と企業の正常な経営の保護の関係を適切に処理する。訴訟前の権利侵害停止は主に事実が比較的明瞭で、権利侵害が容易に判断できる案件に適用するものとし、権利侵害の可能性を認定する基準を適度に厳しく扱い、ほぼ確信できる程度を達成しなければならない。請求者に対して補てんし難い損害をもたらすか否かを見極める際には、関連の損害が金銭の賠償によって補てん可能かどうか、実行可能であるとの合理的な予見が成り立つかどうかを重点的に考慮する。担保金額の確定は合理性と有効性を確保し、主に禁止命令の実施後に被請求者にもたらす可能性のある損失を考慮するが、請求者の賠償請求額を参考にすることもできる。被請求者が行う公共利益に基づく抗弁は、これを厳格に審査し、一般的には公衆の健康や環境保全、その他重大な公共利益にかかわる場合にのみ考慮する。訴訟前の権利侵害停止が当事者の重大な経

済的利益と経営前途にかかわるため、当事者による関連の権利の濫用を防止し、制限しなければならない。また、起訴された企業の生存状態を考慮し、起訴された企業の生産と経営を措置の実施によって不当に困難に陥れることを防止する。特に専利権侵害案件においては、被請求者の行為が文字どおりの権利侵害を構成せず、その行為に対して引き続き審理を行い、比較的複雑な技術比較を実施しなければ判定することができない場合、訴訟前における専利権侵害の停止命令は不適切である。」

上記規定により、訴訟前の権利侵害停止手続においてではあるが、「公共利益」の内容として、「公衆の健康や環境保全、その他重大な公共利益」が例示的に列挙され、これは本案審理における差止請求権の制限の場面においても、一定程度、参考になるのではないかと思料される。

#### C) その他要人発言

以下のとおり、最高人民法院の要人らが差止請求を賠償責任の加重によって代替できる可能性について言及しており、訴訟実務上、影響を与えていると思料されるため、紹介する。

○2007年1月、最高人民法院副院長の曹建明氏は、全国人民法院知的財産権審理作業会議において、「訴訟係属中にも継続的に存在している特殊の侵害行為に対しては、事件の具体的事情に応じて合理的に当事者間及び社会公衆の利益のバランスを取り、執行のコストと可能性を考慮すべきであり、侵害の差止めを判決すれば執行の結果が明らかに不合理となる又は公共利益を損害する場合には、侵害者の賠償責任を適当に加重することにより、関連する販売、使用行為の差止めの判決を代替する。」と発言した。

○2008年2月、最高人民法院副院長の曹建明氏は、第2回の全国人民法院知的財産権審理作業会議において、「侵害差止、損害賠償は知的財産権侵害民事責任の基本的方式となっているが、民事責任の負担は柔軟であり、実践においては具体的な事件の状況と実際の需要に応じて、民事責任が侵害行為に適応するとともに権利者の合法的權益を十分に保護するよう、法に依拠して具体的な民事責任の負担及び他の責任方式を確定することができる。」と発言した。また、「侵害差止の適用」に関する発言において、「第一審の判決時に侵害行為がなお続いている場合、侵害の差止めを命じるのが一般的であり」、「事件の具体的事情に応じて、合理的に当事者間及び社会公共利益のバランスを取るべきであり、侵害を差止めれば当事者間の利益のバランスを大きく崩すおそれがある、又は社会公共利益に合わない、又は実際に執行し難い場合、事件の具体的事情に応じて利益を考量し、十分かつ確

実な全面賠償又は経済的補てん等の代替的措置を採用した前提で、侵害行為の差止めを判決しなくても良い。」と発表した。

○2008年12月、最高人民法院のニュース発表会において、最高人民法院知的財産権法廷副廷長の孔祥俊氏（現在は最高人民法院知的財産権法廷長）は、「グローバル金融危機による我が国の実体経済への影響を軽減するために、最高人民法院は知的財産権の司法政策を研究、調整しているところにある。」と述べた。その中で、孔祥俊氏は、「一部の知的財産権侵害行為に対しては、侵害行為の実施者に侵害の差止めを命じると経済的活動に影響を与えて公共利益に違反する場合、侵害者は損害賠償を負担する形によって侵害を停止しなくて良い。」と述べた。

(b) 国家知識産権局関連（全国専利事業発展戦略（2011-2020年）（2011.1.25））

国家知識産権局が「綱要」記載目的を達成するため、主として、専利関連分野に関する事項を規定し、以下のとおり、差止請求権の制限に関して規定された。

「二、指導思想及び基本原則

（二）基本原則

— 国情に立脚することと国際的配慮を組み合わせる。我が国の現段階の経済・科学技術の発展のための現実的なニーズを満たし、専利制度と国家の社会的、経済的発展とをより密接に関連付けるだけでなく、専利制度の国際的な発展情勢にも適応し、我が国の改革開放、平和的発展を実現するための良好な国際環境を創出する。

— 政府による推進と市場による調整を組み合わせる。政府による組織・調整及び公共サービスの職能を十分に発揮し、政府の政策制定能力及びサービスレベルを絶えず向上させるだけでなく、市場メカニズムが創造や運用及び資源配置において果たすべき基本的役割を十分に発揮させ、市場主体による専利創造・運用・保護及び管理能力を大幅に向上させなければならない。

— 権利保護と公共利益の保護を組み合わせる。専利制度がイノベーション保護において果たすべき役割を十分に発揮させ、専利権者の権利と利益を効果的に守るだけでなく、専利権の保護と公共利益の保護の関係を正確に処理し、専利権の濫用を防止しなければならない。

— 全面的推進と分類実施を組み合わせる。我が国専利制度及び専利事業発展のための総体的計画及び実施のみならず、異なる地域や業種の具体的な状況に応じた分野別指導も行わなくてはならない。」

上記基本原則に基づき、以下のとおり、具体的な対応方策について規定されている。

#### 「四、戦略の重点及び保障措置

##### (一) 専利法制度の更なる改善

国情に立脚し、国際的ルールに従うことを前提として、中国の特色ある専利法制度の更なる整備を進める。海外における専利関連立法の最新発展動向の研究を加速し、その成功経験を手本とする。職務発明にかかわる法規の研究及び制定を行い、職務発明の権利帰属を合理的に画定する。意匠制度の改革を模索し、意匠分野の単独立法の実行可能性について研究する。専利権確定手続の研究及び整備を行い、専利権確定及び紛争の処理にかかる周期を短縮する。専利権の濫用を規制するための実体規定及び手続規定の研究を行う。専利権譲渡、ライセンス、担保等のプロセスにおいて発生する新しい問題に注意を払い、適時規範化を行う。「専利代理条例」の改訂及び整備を行う。その他の専利関連法規及び規定の改善を行う。

専利関連法制定及び実施時における専利主管部門とその他部門間の情報コミュニケーション・協調メカニズムを確立し、関連法制度間の相互的結びつきを促進する。独占禁止法の関連規定に基づき、専利権濫用や独占行為構成を認定する際の基準や手続について研究し、また制定を積極的に推進していく。専利にかかわる国家標準管理規定の発表を積極的に推進し、国家標準が専利にかかわる場合の問題処理原則及び発表・義務等の規範を明確化する。対外貿易及び海関による知的財産権保護等にかかわる法律法規中の専利についての規定や協調メカニズムの健全化を行う。遺伝資源管理制度と専利制度の間の調整及び結びつきを強化していく。」

上記規定によると、今後、専利権濫用規制に係る実体法、手続法レベルの規定に関して研究がなされ、また、同様に独占行為を構成する専利権行使に関する事項に関しても研究がなされ、これに関して制定することを積極的に推進されていくことになる。

#### ③ 関連法律

上述した各基本方針に基づき、以下のとおり、各法律レベルで、差止請求権の制限に関する事項について規定されている。

##### (a) 専利法

直接的に差止請求権を制限する規定はないが、以下の各場合に強制実施許諾が認められる。なお、許諾に係る手続の詳細は、「専利実施強制的許諾弁法」にて規定されている。

a) 不実施又は実施が不十分な場合、及び専利権の行使行為が過度の独占となる場合（第 48 条）

専利権者が専利権が付与された日から満 3 年が経過し、かつ専利の出願日より満 4 年が経過しても、その専利を正当な理由なく実施しない、又は十分に実施しない場合が要件とされ（同条第 1 号）、専利が十分に実施しない場合とは、専利権又はその被許諾者がその専利を実施している方式又は規模が専利物品若しくは専利方法に対する国内の需要を満たすことができないことをいう（専利法実施細則第 73 条 1 項）。

また、専利権の行使行為が過度の独占となる場合についても規定されていて（同条第 2 号）、同号に関連して、第 52 条にて「強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法第 48 条第 2 項が規定する状況に限る。」と規定されている。本号は、独占禁止法第 55 条に対応する規定と解されるが、細則でも具体的に規定されておらず、同号の運用については、後述する独占禁止法の関連規定が大きく影響すると思われる。

b) 公益上、特に必要な場合（第 49 条、第 50 条）

国に緊急事態又は非常事態が発生するか、あるいは公共の利益を目的とする場合（第 49 条）に強制実施許諾が認められる。この点、「緊急状態」、「非常事態」、「公共の利益」の各要件については、関連規定で明確にされていない。

また、公共の健康を目的とする場合（第 50 条）に強制実施許諾が認められている。同規定上、公共の健康を目的として専利権を取得した薬品の中国における製造、中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に合致する国又は地域への輸出の各場合が要件とされている。

c) 先行専利の実施に依存する場合（第 51 条）

専利権を取得した発明専利又は実用新案専利が、先行する発明専利、あるいは実用新案専利と比べて経済的意義が顕著かつ重大な技術進歩を有し、その実施が当該先行発明専利又は実用新案の実施に依存している場合、専利権者の申請に基づき、先行の発明専利又は実用新案専利の実施を強制許諾することができる」とされている。また、本条第 2 項では、先行専利権者に対して、その申請に基づき、後の発明専利又は実用新案専利の実施にも強制許諾を与えることができる旨、規定されている。

(b) 独占禁止法

(独占禁止法)

第 55 条「事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為は、本法を準用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を準用する。」

(価格独占禁止法)

第 26 条「事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為については、本規定を適用する。」

独占禁止法、及び、価格独占禁止法上、上記各規定にて、知識財産権濫用行為を規制しているが、具体的にどのような行為がこれに該当するかという点に対しては、現時点までに明らかになっていない。この点、現在、国家工商行政管理総局がこれに関する執法マニュアルを作成しているところであるが、上述の各政策の諸規定も踏まえて、公正な競争の市場秩序、及び公衆の合法的な利益を維持する観点から、専利権の効力が制限される可能性がある。

この点に関して、独禁法と知的財産権との関係に係る中国独禁法関係要人の見解として、以下のとおり、公になっている。

○張平（国家發展改革委員会主任、中国共産党 17 期中央委員）

- ・中国が独禁法を施行した理由は、国内市場を独占する企業のおそれがあることから、法的手段で外国企業が国内で独占状態になることを防ぐことにある。
- ・知的財産権の問題に直面し、外国企業が中国国内の一部の産業で独占状態になることを防止しなければならない。

○時建中（国務院法制弁公室独禁法改訂審査メンバー、中国政法大学教授）

- ・独禁法は、知的財産権を保護する点では知的財産権法とは一致しており、排除しているわけではない。
- ・事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する場合にだけ適用し、事業者が正当で合法的に知的財産権を行使し、十分に知的財産権の価値を実現させることには影響しない。
- ・第 55 条は知的財産権法と独禁法を対立させたものではない。
- ・知的財産権行使行為は基本的に独禁法に規制されていないが、企業は法律の範囲を超え、競争排除又は制限の行為を行うと、独禁法に制限される。

- ・知的財産権権利行使は必ず関連法律、行政規定を遵守しなければならない。

○王先林（上海交通大学教授、国務院法制弁公室独禁法審、査専門家顧問委員会、国家知的財産権戦略専門家）

- ・知的財産権そのもの、及びその正当行使行為は違法ではないが、知的財産権濫用行為は独禁法に規制されている。
- ・独禁法は中国企業において日々増えている国際的な知的財産権紛争案件解決のための有力な武器となる。

時建中教授は、独禁法は、知的財産権を保護する点では、知的財産権法とは一致しており、排除している訳ではないとしているが、張平国家発展改革委員会主任は、執行側の立場でもあり、独禁法も知的財産権法も、主として外国企業に中国市場が席捲されることに対する対抗手段としての役割に重点を置いているとしており、王先林教授は、独禁法を外資企業との知的財産権紛争案件解決のための有力な武器になるとの考えを示している<sup>2</sup>。こうした要人の見解は、現在、策定中の様々な行為規制、及び、今後の法執行実務に少なからず影響を与える可能性があると思料される。

### (c) 科学技術進歩法

（中華人民共和国科学技術進歩法）

第20条「財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、又は科学技術計画プロジェクトによって形成された発明専利権は、国の安全や利益、社会公共の重要な利益に関連する場合を除き、プロジェクト実施者が法に基づき、これら権利を取得するものとする。国の安全、国益、社会公共の重要な利益により必要がある場合、国は無償でこれらを行行使することができ、第三者に対して有償、又は無償で行行使することを許諾することもできる。」

国家のプロジェクトに付随して権利化された専利権については、上記条項に基づいて、権利行使の制限を受けるものとされている。

上記に掲げた各政策、法律以外にも、添付別紙のとおり、中央、地方政府の法規範による規制が存在する。特に地方政府における各法規範は、中央政府の政策・法律を受けたも

---

<sup>2</sup> 以上、独禁法と知的財産権との関係に係る中国独禁法関係要人の見解については、「中国独占禁止法の企業経営に与える知財活動・予測と運用策」25頁より引用。http://www.jetro-pkip.org/upload\_file/2009061974995081.pdf [最終アクセス日：2011年2月8日]

のであるが、法執行の実務において、地方の実情に応じて異なった運用がされる可能性があることに留意する必要がある。

( i i i ) 裁判例

上述した専利権の差止請求権の制限の根拠となり得る各種政策、法律の規定は散見されるものの、現在までのところ、実際に、これが認められた裁判例は少ない。以下が各裁判例の概要である。

① カーテンウォール移動連結装置事件（広東省広州市中級人民法院、(2004)穗中法民三知初字第581号）

原告珠海市晶芸ガラス工程有限公司は、「カーテンウォール移動連結装置」実用新案に係る専利権（実用新案専利番号:97240594.1）を有しており、広州新白雲国際空港の建築に関して、被告広東省空港管理グループ公司（以下、「空港管理公司」という。）は無断に原告の専利製品を使い、原告の専利権を侵害したという理由で被告三社（広州白雲国際空港株式会社有限公司（以下、「白雲空港」という。）、空港管理公司、深セン市三シン特種ガラス技術株式会社有限公司）に対して、専利権に基づく差止め、及び、損害賠償等を求めて提訴した。

本事案において、人民法院は、「本来、被告白雲空港は侵害品の使用を停止すべきであるが、空港の特殊性に鑑み、侵害品の使用の差止めを命じると社会公共の利益を害するおそれがあるため、白雲空港は侵害品を引き続き使用することができるが、適当な使用料を支払わなければならない。」旨、判示し、侵害の差止めの代わりに、原告に対し15万元の使用料の支払を命じた。

② 屋根板固定用留め具事件（上海市第二中級人民法院、(2006)滬二中民五(知)初字第12号）

原告 Artur Fischer 株式会社 Fischer 工場（以下、「Fischer 工場」という。）は、「留め具」発明に係る専利権（発明専利番号:ZL911005528）を有している。

原告は、被告上海鴻立裝飾設計工程有限公司（以下、「鴻立公司」という。）が工事中の新虹橋ビル建築現場で使用している留め具製品は侵害品に該当することを発見した。鴻立公司は、被告上海虹橋経済技術開発区連合発展有限公司と「新虹橋ビル改造工事契約」を締結して新虹橋ビルの改造工事を請け負い、被告上海奇豊ステンレススチール標準部品有限公司経由で被告孫成来から購入した被疑侵害品を新虹橋ビルの壁に用いた。改造完了後、被疑侵害品を使用しているビルを虹橋公司に交付した。これに対して、原告は、鴻立公司等に対して、専利権に基づく差止め、及び、損害賠償等を求めて提訴した。

本事案において、人民法院は、鴻立公司在ビル改造に侵害品を用い、更に改造完了のビルを交付する行為は、侵害品の生産経営目的での使用・販売行為に該当し、原告の専利権を侵害していると認めた。しかし、当該侵害品は全て新虹橋ビルの壁内に詰め込まれたまま交付されたため、原告が請求した侵害行為の差止め及び在庫品の廃棄は実行不可能となっているため、原告の当該請求事項については人民法院は認めることができないと判示した。

### ③ 排煙脱硫装置事件事件（最高人民法院、（2008）民三終字第8号）

原告の武漢晶源環境工程有限公司（以下、「武漢晶源」という。）は、火力発電所等における排煙中の二酸化硫黄を海水で洗浄して、無害化してから海に排出する発明に係る専利権（発明専利番号：ZL95119389.9）を有している。

富士化水工業株式会社（以下、「富士化水」という。）は、華陽電業有限公司（以下、「華陽電業」という。）に海水脱硫装置を納入し、華陽電業は、当該海水脱硫装置を福建省にある発電所に設置して、これを運営した。これに対して、原告は、富士化水及び華陽電業に対して、専利権に基づく差止め及び損害賠償等を求めて提訴した。

本事案において、人民法院は、富士化水に対しては、差止めを認めたが、本専利を実施して発電所を運営する華陽電業に対しては、発電所を停止すれば、現地経済及び住民の生活に悪影響を及ぼすことになり、また、このような脱硫方法は、国家の環境保護政策にも沿うものであるという理由から、差止めを認めず、代わりに専利期間満了までの使用料（1基当たり毎年24万元）の支払を命じた。

### （3） 総括

以上より、現時点までに、特許権者がその差止請求権の行使について制限を受けた事案は少ないが、今後、公共の利益、経済社会全体、又は科学技術の発展等の対立利益との関係で、差止請求権に制限を受ける事案が増えてくる可能性は十分にある。特に、外国企業による知的財産権を通じた市場独占に対する警戒も強いので、中国企業に対する権利行使が制約される可能性についても注意が必要であろう。

こうした中国の特殊な状況は、社会主義国である中国の場合、資本主義の国に比べて、「私権」たる知的財産権に対する保護の意識が相対的に低く、これが社会公共の利益、国家の利益と衝突する場合には、後者を優先するべきであるという発想が根底にあることにも影響している。

最後にまとめると、以下のいずれかの場合に該当すると思われる事案では差止請求権が制限される可能性がある。

- ・その行為を停止したら当事者の間に重大的な利益不均衡をもたらす場合。
- ・社会公共利益に反する場合。
- ・実際に執行できない場合。
- ・長期的に権利侵害を放任し、権利保護に消極的である権利者が権利侵害の停止を請求した場合。

日本企業が中国国内で専利権を効果的に活用していくためには、上述した中国の事情を十分に踏まえて、対応していくことが重要であろう。

(添付別紙)

## 知的財産権の効力制限に関する政府政策、及び司法指導意見等の規定

### 一、政府政策

#### 1、国発展・改革委員会より「ハイテク産業発展『十一・五』規画の発行に関する通知」 (発改高技〔2007〕911号)

第6部分(保障措置)の第3段落(知識財産権及び人材の改善)、「知的財産権体系を整備させる。我が国の自主知的財産権の出願及び実施にサポート、国内ハイテク企業が国外で特許出願に応援する。知的財産権保護に関する関連法律法理を整備させ、法に基づき知的財産権侵害行為を厳しく対策する。政府担当部門と業界協会間の交流及び侵害防止警報体制を確立し、業界協会知的財産権保護における役割を発揮させる。知的財産権濫用を防止し、法に基づいてハイテク企業及び消費者の利益を保護する。公共的な特許情報検索及びサービスプラットフォームを構築し、全社会に知的財産権情報サービスを提供する。」

#### 2、国務院「国家中長期科学と技術発展綱要〔2006～2020〕」の若干関連政策の実施に関する通知(国発〔2006〕6号)

第35条「知的財産権保護を確実にする。完備な知的財産権保護体系を構築、知的財産権の執法力を強化、知的財産権に対する重視と保護の法治環境を作り…重大な経済活動に係る知的財産権に対する特別審査制度を構築する。関連組織より専門委員会を設立、国家利益かつ重要な自主的知的財産権にかかわる企業買収、技術輸出などの活動に対して監督若しくは調査を行い、自主的知的財産権の流失及び国家安全に危害を避ける。同時に、知的財産権濫用よりの創造革新制限を防止することを注意しなければならない。」

#### 3、「シンセン市知的財産権戦略綱要〔2006～2010年〕」(シン府〔2005〕214号)

第10条「打撃力を強化させる。日常執法及び撲滅キャンペーンが相まって、大きな案件、重要な案件に対する打撃力を強化する。侵害拠点の再犯、団体的、頑固な違法行為に対して重点的に対策し、一層震え上がらせる。全市企業の信用システムで、企業及びその責任者の知的財産権侵害の違法行為を記録する。知的財産権侵害に関する通報奨励制度を確立する。市場競争秩序を確実に整頓し、公平的・秩序のある市場環境を作る。権利者の合法利益を保護するとともに、権利濫用及び不法独占を有効的に制約する。権利救済を強化するとともに、権利者の紛争に対する自主的な対応能力を高めさせる。」

### 二、司法指導意見

#### 1、「最高人民法院の創造革新型の国づくりのため全面的に知的財産権審判業務の強化に関

する意見」(法発〔2007〕1号)

第16条「知的財産権濫用禁止。知的財産権権利者及び社会公衆の権利限界を正確的に定め、法律に照らして先使用权、現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁自由を審査し、独占行為及び技術進歩障害行為を制止し、法律に基づき研究開発制限、クロスライセンス強制、実施障害、抱きあわせ販売、購入制限及び有効な質疑禁止などの技術契約に関する無効情状を認定し、技術市場の公正な競争を維持する。権利者の侵害警告及び訴訟権の濫用を防止し、不侵害訴訟及び賠償不払の訴え制度を改善する。」

2、「江蘇省高級人民法院の当面のマクロ経済情勢下での知的財産権審判業務を一層強化、自主的創造革新を促進に関する指導意見」(蘇高発審委〔2009〕6号)

第4条「法に基づき適度保護原則を守り抜く。知的財産権は独占性及び専門性を有する。不適切な知的財産権保護は、企業の生存と発展に影響あり、ひいては業界全体に影響若しくは制限するおそれもある。そのため、知的財産権の審判は柔軟司法及び適度保護を一層重視すべき、保守的な考え及び機械化執法を避ける。裁判の際に法律条文の意味、立法目的及び適用効果を総合的に考慮し、案件審判は科技発展と文化イノベーションの現実的な要求に応じ、当面の経済環境変化の内需及び我が国・我が省の经济技术地域特徴と発展段階性に適応し、法に基づき保護するとともに、不適切な知的財産権より企業の技術利用コストを高めさせ、企業発展空間を不適切に制限させること防止する。」

第10条「涉外技術取引契約効力の認定を善処する。涉外技術貿易紛争に関する審理は、技術導入と応用普及に促進する方向性を示すべき。技術輸入契約の効力を適切に認定し、契約の解除条件を厳しく把握し、できる限りに契約の効力を維持、契約履行に促し、判決を通じて国の投資方向に向ける重大的な産業プロジェクトの投入に促進する。研究開発制限、クロスライセンス強制、実施障害、抱きあわせ販売、購入制限及び有効な質疑禁止などの不法技術独占、技術進歩阻害にかかわる契約内容に対して、無効と認定すべき。」

第11条「侵害行為停止の民事責任に関する適用を善処する。侵害行為停止の責任に関する適用は、公共利益の保護、企業生存と会社安定の方向性を示すべき。もしソフトウェア、特許技術、商標、商号などの使用停止は、社会公共利益に害し、企業に重大的な経済損失をもたらし、企業の生存と発展に深刻な影響を与えるなら、法に基づき侵害行為停止との判決を下さずに、代わりにその他の責任方式を採用する。」

3、「江蘇省高級人民法院の『国家知的財産権戦略綱要』実施に関する意見」

第19条「知的財産権濫用を防止する。知的財産を濫用し訴訟プロセスを乱すイノベーションを阻害する行為を定める。知的財産権の限界を正確的に定め、法律に照らして先使用权、

現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁自由を審査する。独占行為及び技術進歩障害行為を制止し、法律に基づき研究開発制限、クロスライセンス強制、実施障害、抱きあわせ販売、購入制限及び有効な質疑禁止などの技術契約に関する無効情状を認定する。不侵害訴訟及び賠償不払の訴え制度を改善し、権利者の侵害警告及び訴訟権の濫用を防止する。」

4、「上海市高級人民法院の『国家知的財産権戦略綱要』実施に関する意見」の公布通知（滬高法〔2008〕324号）

第6条「知的財産権濫用を防止する。知的財産権の限界を正確的に定め、個人利益と公共利益、又は創造イノベーションの奨励と公正な競争のバランスを適切に処理する。知的財産権侵害紛争案件においては、法律に照らして先使用権、現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁自由を審査する。技術契約紛争案件においては、独占行為及び技術進歩障害行為を制止、法律に基づき研究開発制限、クロスライセンス強制、実施障害、抱きあわせ販売、購入制限及び有効な質疑禁止などの技術契約に関する無効情状を認定する。不侵害確認訴訟案件においては、技術市場の公正な競争を維持し、権利者の侵害警告及び訴訟権の濫用を防止する。知名商標認定案件においては、法に基づき厳格に、慎重に認定を行い、当事者の知名商標認定プロセスを乱すことを防止する。知的財産権濫用の独占紛争案件においては、法に基づき知的財産権を利用して独占契約を締結、市場支配地位の濫用、競争制限の経営者結合行為を制止する。」

5、「浙江省高級人民法院の『国家知的財産権戦略綱要』着実に遂行し、知的財産権保護の主導作用を十分に発揮に関する措置」（浙高法〔2008〕305号）

第18条「知的財産権濫用を防止する。知的財産の保護力を強めながら、権利濫用を制止する。知的財産権の限界を正確的に定め、法律に照らして先使用権、現有技術、翻意禁止、合理的使用などの抗弁自由を審査する。独占行為及び技術進歩障害行為を制止し、法律に基づき研究開発制限、クロスライセンス強制、実施障害、抱きあわせ販売、購入制限及び有効な質疑禁止などの技術契約に関する無効情状を認定する。不侵害訴訟及び賠償不払の訴え制度を改善し、権利者の侵害警告及び訴訟権の濫用を防止する。被告の侵害者が訴訟中止権利を濫用する場合は、侵害者に適当な担保を提供するように要求することができる。」

以上

# 資料 I

## 海外調查結果 資料 2 中国

依頼先：北京市天達法律事務所

## 質問票（特許権による差止めに関する調査） ～中国～

### Q 1-1-1（差止〔侵害停止〕の根拠規定の所在）

中国特許権の侵害があった場合、特許権者が、人民法院または特許事務管理部門に対して侵害行為の差止め（侵害停止）を求めうる法律上の根拠としては、専利法 60 条、民法通則 118 条、権利侵害責任法 2 条があると理解しています。これらの規定が差止め（侵害停止）の根拠規定となりうるかの理解は正しいでしょうか。正しくない場合は、誤っている点について説明してください。

正しい 正しくない（以下に説明して下さい）

中国法上、日本特許法第 100 条のように特許権侵害に基づく、差止請求権を明確に規定した条文はなく、また裁判所も複数の条文に基づき、差止め（侵害停止）請求を認めているのが現状であって、実務上、裁判所は、専利法第 11 条、民法通則第 118 条又は第 134 条を、差止め（侵害停止）請求を認める法根拠とするのが一般的です。

### Q 1-1-2（その他の根拠条文）

上記の他に、侵害行為の差止め（侵害停止）の法律上の根拠として特許権者が援用しうる法律・司法解釈等がありますか。あれば、それを示してください。

ある（以下に条文等を列挙してください） ない

上述した専利法第 11 条、民法通則第 118 条、134 条の他、権利侵害責任法 15 条、「最高人民法院による専利紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」（法釈[2001]21 号）第 23 条も侵害行為の差止めに関する条文です。

### Q 1-2-1（適用関係 1）

特許権の侵害を受けた場合、中国専利法第 60 条、中国民法通則第 118 条、権利侵害責任法 2 条（および Q 1-1-2 の回答において追加された侵害停止の根拠規定）のうち、いずれの規定に基づいて侵害停止を求めるかは、当事者が選択できるのでしょうか。

できる できない

司法ルートを利用する場合、法理上、当事者が法根拠を選択可能ですが、実務においては、専利法第 11 条及び／又は第 60 条と民法通則第 118 条及び／又は第 134 条とを組み合わせる差止請求を提出する場合があります。

行政ルートの場合、専利法第 60 条が差止請求の法根拠となります。

### Q 1 - 2 - 2 (適用関係 2)

侵害停止の根拠となる規定が異なる場合、それぞれの規定に、どのような差異（適用範囲、要件、効果、立証責任の配分など）があるのかを説明してください。

当事者が根拠規定を選択できる場合には、一般に、何に基づいて選択されているのかも含めて説明してください。

上述したそれぞれの条文には適用範囲、要件、効果、立証責任の配分などに関する具体的な規定は設けられていないため、そのいずれを差止請求の法根拠としても実質的な差異はありません。

根拠規定の選択に関しては、Q1-2-1 でも説明したように、司法ルートの場合、専利法第 11 条及び／又は第 60 条と民法通則第 118 条及び／又は第 134 条とを組み合わせる差止請求の根拠とする場合が多く、行政ルートの場合、通常、専利法第 60 条を適用することにより、差止請求ができるようになります。

差止請求の法根拠の選択方法（当事者が一般に、何に基づいて選択されているか）につきましては、中国では、法律の適用は裁判官の判断・決定事項ですので、上記条文のいずれを請求の根拠としてもかまわなく、ひいては権利者は自己の権利が侵害されたという事実的な主張だけ記載すれば、法根拠を具体的に選択しなくてもよいです。

### Q 1 - 2 - 3 (適用関係 3)

当事者が根拠規定を選択できない場合には、どのようにして根拠規定が定まるのか、以下から選択したうえで、その内容を具体的に説明してください。

侵害の態様や状況によって適用される規定が異なる（事項的適用範囲が異なっている）

求める救済の種類（侵害停止の具体的内容、執行方法等）によって適用される規定が異なる

その他

Q1-2-2 の回答をご参考ください。

### Q 1 - 2 - 4 (適用関係 4)

専利法 61 条 1 項は、新製品の製造方法に関する特許権侵害紛争の場合に、侵害（でないこと）の立証責任を被疑侵害者に負担させています。この立証責任の転換に関する規定は、侵害停止の根拠規定が専利法以外の規定や司法解釈である場合にも、適用されるのでしょうか。

適用される  適用されない（以下に理由をご説明ください）

専利法第 61 条第 1 項は特定の場合の立証責任転換に関する規定であり、新製品の製造方法に関する特許権侵害紛争であれば適用され、侵害停止の根拠規定が専利法以外の規定や司法解釈である場合にも、適用されます。

### Q 1-3-1 (紛争処理の機関 1—専利法 60 条の場合)

中国専利法第 60 条には「協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。」と規定されていますが、

人民法院に訴訟を提起するか、特許事務管理部門に処理を求めるかは、一般的に何に基づいて選択されていますか。また、差止めの請求を裁判所（法院）に提起することと、行政機関に紛争解決を求めることは、同時にすることができるのでしょうか。

人民法院に訴訟を提起する場合と、特許事務管理部門に処理を求める場合との間に、どのような差異があるのかも含めて説明してください。

行政ルートか司法ルートかは、権利者等が選択可能です。両ルートそれぞれのメリットとデメリットを総合に考慮したうえ、権利者に最も有利なルートを選択するのが一般的です。但し、両ルートを同時に適用することはできません（「専利行政執法弁法」第 5 条）。

行政ルートのメリットは、主には、短時間及び低コストでの解決の可能性と、審理過程の柔軟性という点にあります。

行政ルートの審理期間は通常は 4 ヶ月、最長でも 12 ヶ月間で処理できるため、場合により数年間かかってしまう司法ルートより遥かに短いです。

また、行政ルートでは、文書の郵送費用や証拠調査の交通費などの実費しか発生しないため、コスト面で司法ルートより有利と考えられます。

更に、侵害紛争の審理過程は司法ルートより柔軟性があるため、司法ルートでは、往々にして、の形式的な問題（例えば証拠提出期限等）を巡る争論に陥ることもありますが、この点に係る懸念は少ないと言えますりやすい実情と比べ、本質的な問題を巡る争論に集中しやすいメリットを有するといわれています。

行政ルートのデメリットといえば、侵害行為の差し止めしかできず、損害賠償請求については当事者間で調停が成立しない限り認められず、調停が不調の場合、裁判所に提訴せざるを得ないという点です。

また、侵害の判断においても、司法ルートの裁判官の方が専門性が高いため、複雑な権利範囲の解釈が要求される事件の場合、行政判断よりは、司法判断を求めたほうがよいといわれています。

さらに、特許業務管理部門の決定に不服がある当事者は、人民法院に提訴することができるため、もし相手が決定に不服による訴訟を提起した場合、紛争解決までの期間は長引くことになります。

総合すると、明らかな侵害行為で、速やかな差し止めを求める場合には行政ルート、損害賠償を求めたい場合、争点が複雑な場合には司法ルートという使い分けになると言えようかと思われま

### Q 1-3-2 (紛争処理の機関 2—その他の規定の場合)

専利法 60 条以外の規定を根拠として侵害停止を求める場合（中国民法通則第 118 条、権利侵害責任法 2 条に基づく場合等）にも、人民法院に訴訟を提起できるのみならず、特許事務管理部門にも処理を求めることができると理解しています。このような理解は正しいでしょうか。

正しい

正しくない（以下に理由をご説明ください）

民法通則や権利侵害責任法は民事事件に関する法律であるため、行政処理の法根拠とはなりません。

### Q 1-4-1 (差止めの執行 1)

人民法院において差止めの請求を認める判決が確定した場合、その判決はどのような手続で執行されますか。判決から執行までの猶予期間は規定されていますか。規定されているならば、その猶予期間を、その法的根拠（条文など）と共に説明してください。特許権者又は、被疑侵害者がその猶予期間の短縮又は伸長を請求することが可能かどうかも含め、説明してください。

民事訴訟法第 212 条の規定によって、法的効力を生じた民事判決を当事者は必ず履行しなければならず、当事者の一方が履行を拒否した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができ、裁判官は、執行員に移送して、執行させることができます。そこで、差止め請求を認める判決が確定した後、侵害者は判決に従って即時に侵害行為を停止しなければ、権利者は判決書を持って人民法院に強制的執行を申し立てることができます。強制的執行の具体的な手続きは以下の通りです<sup>1</sup>。

ステップ 1：当事者は、①執行申立書、②発効した判決書の副本、③申立人の身分証明をもって第一審人民法院へ執行の申立てを提出する；

ステップ 2：人民法院は 7 日以内に立案か否かを決定する；

ステップ 3：人民法院は当該執行申立てを受理すると決定した場合、3 日以内に被執行者に執行通知書を発行する；

ステップ 4：被執行者は執行通知書に従って侵害行為を停止しない場合、人民法院は早急に侵害行為が停止させるように執行措置を取る。

強制的執行は、一般的には 6 ヶ月内で終了しなければならないが、執行中止の場合はその期間が除外されます。また、特別な事情により延長が必要となる場合は、院長の批准に基づき延長される場合もある。

特許侵害の差止めの執行猶予期間に関する条文はありません。

<sup>1</sup> 「最高人民法院による人民法院の執行作業に関する若干の問題の規定（試行）」（1998 年 7 月 18 日より施行、2008 年 12 月 8 日に一部改正）第 18、20、24、26、60、107 条

#### Q 1-4-2 (差止めの執行 2)

差止めの請求を認める判決がなされた場合であって、当該判決について、上訴がなされ裁判が係属し、差し止めを命じる判決が未だ確定していない段階では、差し止めは執行されますか。

例えば、下級審における差止判決を上級審が執行停止にした場合には執行が停止される、下級審判決は確定するまで執行されないので上訴がなされた場合には執行はされない、下級審が仮執行を命ずる判決に対して上訴がなされた場合にも上級審が執行停止にした場合には執行が停止される等、法制度上、どのように執行されるのかについても説明してください。

はい

いいえ

どちらの場合もある。(どのような場合に差し止めが執行され、どのような場合に執行されないのかを説明してください。)

侵害停止は、判決書受け取ってから、法定期間内に当事者より上訴がなされた場合、一審の判決書は確定されていないことになり、差し止めは執行されません。すなわち、下級審判決は確定するまで及び上訴がなされた場合には執行はされない事となる。

#### Q 1-4-3 (差止めの執行 3)

人民法院ではなく、行政機関が差止めの決定を行った場合、その執行については、裁判所に申立てを行うことが必要であると理解しています<sup>2</sup>。この理解は正しいですか。行政機関による差止め決定の効果とその執行手続きについて説明してください。

はい (以下に説明してください。)  いいえ

行政機関の発効した差止め決定は、司法ルートにおける判決書と同等な法的効果を有します。当事者が決定に従わなければ、人民法院に執行の申立てを行うことによって強制的に執行されます。

その執行手続きについては、専利法の第 60 条第 3 文後段は、行政機関より人民法院に執行を申し立てると規定しているが、実務上、当事者が人民法院に申し立てることもできます。

執行申立ての手続きは、Q1-4-1 で説明した執行手続きとほぼ同じであり、当事者が自ら申し立てる場合は、そのステップ 1 における「判決書」の代わりに「行政機関の処理決定書」を提出することになります。

行政機関から申し立てる場合は、そのステップ 1 を「行政機関は、①「特許侵害紛争処理決定強制執行申立書」、②発効した「特許侵害紛争処理決定書」の

<sup>2</sup> 財団法人比較法センター編「技術革新と国際特許訴訟」566 頁 (東京布井出版株式会社 2003 年)

副本をもって、被執行者の住所地の省、自治区、直轄市の特許紛争事件を受理する権限を有する中級人民法院へ執行の申立てを提出する<sup>3</sup>」と読み替えていただき、その後は同様に手続きになります。

#### Q 1 - 5 (解釈論 [共通] 1)

特許権侵害があった場合の差止め（侵害停止）は、いずれの規定に依拠する場合であっても、原則として、特許権侵害行為があれば請求しうるものであり、少なくとも法文上は、その他の要件（例として、被疑侵害者の故意又は過失、特許権者が実施している等）は課されていないものと理解していますが、そのような理解は正しいでしょうか。正しくない場合は、誤っている点について説明してください。

正しい

正しくない（以下に説明してください）

#### Q 1 - 6 (解釈論 [共通] 2)

貴国においては、特許権侵害が立証（認定）された場合であっても、「公共の利益（又は、公共の利益と特許権者の利益の均衡）」、「特許権濫用の防止」、「侵害停止が事実条実行不可能」。「権利侵害を放任し、実施者に対して権利行使をしないと信じさせる理由がある」等の観点から、侵害停止が命じられない場合や、侵害停止の代わりに実施料の支払いが命じられる場合が存在するものと理解しています。

この「公共の利益」等に基づき特許権の効力（侵害停止）を制限する根拠となる法律又は司法解釈、及びその内容について言及した国家戦略綱要等の政府方針、人民法院の解釈意見、その他公的機関による解釈指針・ガイドライン等をすべて列挙し、それぞれの具体的内容について説明してください。

なお、各回答欄には、現時点で当方が把握している公的文書名を挙げています。

##### (1) 公共の利益、又は公共の利益と特許権者の利益の均衡

- ・ 国家知的財産権戦略綱要 (20)
- ・ 「江蘇省高級人民法院による現在のマクロ経済情勢下における知的財産権裁判業務の向上及び自主創新の促進に関する指導意見」(蘇高法審委[2009]6号) (11)

<sup>3</sup> 「最高人民法院による人民法院の執行作業に関する若干の問題の規定（試行）」(1998年7月18日より施行、2008年12月8日に一部改正) 第13条

(2) 特許権濫用の防止

- ・国家知的財産権戦略綱要（四）（14）
- ・「江蘇省高級人民法院による現在のマクロ経済情勢下における知的財産権裁判業務の向上及び自主創新の促進に関する指導意見」（蘇高法審委[2009]6号）（4）

(3) 侵害停止が事実上実行不可能である場合

- ・「現在の経済情勢下における知的財産裁判の対局支持に係わる若干の問題に関する意見」（法発〔2009〕23号）

(4) 権利侵害を放任し、実施者に対して権利行使をしないと信じさせる理由があった場合（懈怠）

- ・「現在の経済情勢下における知的財産裁判の対局支持に係わる若干の問題に関する意見」（法発〔2009〕23号）
- ・「江蘇省高級人民法院による現在のマクロ経済情勢下における知的財産権裁判業務の向上及び自主創新の促進に関する指導意見」（蘇高法審委[2009]6号）（11）

(5) (1)～(4)以外の観点・理由から、特許権の効力の制限について言及する国家戦略綱要等の政府方針、人民法院の解釈意見、その他公的機関による解釈指針・ガイドライン等がありますか。

ある（以下に列挙・説明してください） ない

中国の場合、地方の裁判所・行政機関が色々な通達を出しており、中には内規のような形で外部公表されていないものもあり、その意味で、大変申し訳ございませんが、完全に調査をすることは現実的に不可能ですが、弊所の知る限り、実務解釈に影響を与える主要な法規範は、御提示いただきました法規範、各種通達以外はございません。

## Q2-1（事例1）

### (1) 公共の利益と特許権者の利益の均衡

「排ガス脱硫方法」特許侵害事件<sup>4</sup>、「カーテンウォール移動連結装置」実用新案特許権侵害事件<sup>5</sup>のほかに、「公共の利益（と特許権者の利益の均衡）」の観点から侵害停止を命じなかった事例はありますか。あれば、その事例の概要と、侵害停止を命じなかった根拠を説明してください。

<sup>4</sup> 2009年12月21日、最高人民法院判決（専利95119389.9号）

<sup>5</sup> 2005年1月4日、深中法民三初字第587号民事判決書

ある（以下に説明してください） ない

「カーテンウォール移動連結装置」実用新案特許権侵害事件（(2004)穂中法民三知初字第581号）

御提示の「深中法民三初字第587号民事判決書」と同じ原告は、同じ実用新案専利権に基づき、広州白云空港を訴えた事件です。裁判の過程と結果は「深中法民三初字第587号民事判決書」とほぼ同じです。

## (2) 濫用防止

「権利濫用の防止」の観点から侵害停止を命じなかった事例はありますか。あれば、その事例の概要と、侵害停止を命じなかった根拠を説明してください。

ある（以下に説明してください） ない

「権利濫用の防止」の観点から、無効審判を経て専利権が有効と認定されたにもかかわらず、侵害停止を命じなかった事例は、見つかりませんでした。ただ、「悪意訴訟の防止」の観点から、無効審判で無効と認定された上で、専利権者の提訴は悪意が明らかであるため、被告が訴訟で受けた損害を賠償しなければならないと原告に命じた事例があります。例えば「消防用グローブバルブ事件」（(2003)寧民三初字第188号）を参考してください。

## (3) 実行不可能

「屋根板固定用留め具」特許侵害事件<sup>6</sup>のほかに、「事実上、実行不可能」の観点から侵害停止を命じなかった事例はありますか。あれば、その事例の概要と、侵害停止を命じなかった根拠を説明してください。

ある（以下に説明してください） ない

「屋根板固定用留め具」特許侵害事件は「シリーズ事件（同じ特許権をもって異なる被告を訴えた事件）」であり、ご提示の上海市第二中级人民法院による「滬二中民五(知)初字第186号」（以下、「第186号判決」）の他には、提訴が取り下げられたものを除き、以下の事例もあります。

上海市第二中级人民法院による「(2006)滬二中民五(知)初字第12号」（以下、「第12号判決」）、

「第12号判決」の上訴審である上海市高级人民法院による「滬高民三(知)終字第12号」、

北京第二中级人民法院による「(2007)二中民初字第6712号判決」（以下、「第6712号判決」）、

江蘇省南京市中级人民法院による「(2007)寧民三初字第177号判決」（以下、「第177号判決」）

「第177号判決」の上訴審である江蘇省高级人民法院による「(2008)蘇民三終字第0225号判決」（以下、「第0225号判決」）

<sup>6</sup> 滬二中民五(知)初字第186号、上海市第二中级人民法院2006年9月19日判決

「事実上、実行不可能」の観点から侵害停止を命じなかった事例」は、ご提示の「第 186 号判決」ではなく、「第 12 号判決」だと思われます。「第 186 号」においては、「事実上、実行不可能」は言及されておらず、「非生産経営目的での使用」という理由で、被告である山西博物館による使用行為の侵害性が否定されたのです。

しかし、「事実上実行不可能」が言及された「第 12 号判決」に記載されたのは、「当該侵害品のすべても既に新虹橋ビルのウォール内に使われており、且つ交付も完了したため、原告が請求した侵害行為の停止及び在庫品の廃棄はもう実行の可能性がない。そのため、原告の当該請求については、本院は認めることができない。」であり、一見して「事実上実行不可能」の理由で侵害停止が認められなかったようですが、実際には、「侵害停止」は侵害行為が継続している又は継続する恐れがある場合のみに適用されるものであり、本事件では、被告は既に侵害品を使ったビルを建築の委託者に交付し、侵害行為の実施は既に終わり、「侵害停止」を適用する余地がなくなったため、「侵害停止」の請求が認められなかったものと思われます。

また、上記建築の委託者、即ち当該ビルの所有者（被告の一つ）はそのビルの利用に伴い侵害品の使用にもなりますが、当該ビルの利用は「非経営目的」と認められたため、侵害品の使用も「非経営目的」に該当し、特許権の侵害とはならないと判示されました。特許権の侵害にならない以上、当然侵害停止が認められませんでした。

そこで、本事件は「事実上、実行不可能」の観点から侵害停止を命じなかった事例」とは言えず、単に侵害停止を判決する条件（前提）が満足していないものに過ぎないと思われます。

例えば上記「第 6712 号判決」において、被告の侵害行為はまだ実施中にある（侵害品を使っているビルはまだ建築中、交付していない）ため、侵害性が認められ、侵害停止が命じられました。

なお、「屋根板固定用留め具特許」は、2008 年 2 月 19 日に発行された「第 12141 号無効宣告決定書」と 2009 年 12 月 11 日に発行された「(2009) 高行終字第 904 号行政判決書」によって、全部無効にされたので、「第 177 号判決」（一審）で侵害性が認められたが、その上訴審の「第 0225 号判決」では一審の結果は覆されました。

(4) 権利侵害を放任し、実施者に対して権利行使をしないと信じさせる理由があった場合（懈怠）

権利侵害を放任し、実施者に対して権利行使をしないと信じさせる理由があったとの観点から侵害停止を命じなかった事例はありますか。あれば、その事例の概要と、侵害停止を命じなかった根拠を説明してください。

ある（以下に説明してください） ない

判例データベース（「北大法宝」）で検索したところ、このような事例は見つかりませんでした。

(5) その他

上記「公共の利益」、「事実上、実行不可能」、「権利濫用の防止」、「懈怠」の観点以外の観点から、特許権侵害が継続している又は継続するおそれがあるにもかかわらず、侵害停止を命じなかった事例はありますか。あれば、その事例の概要と、侵害停止を命じなかった根拠を説明してください。

ある（以下に説明してください） ない

判例データベース（「北大法宝」）で検索したところ、このような事例は見つかりませんでした。

Q 2 - 2（事例 2—個別要素）

特許権に対する侵害が継続しているか又は継続するおそれがある場合に、差止め請求を裁判所（法院）が認めなかった裁判例（上記Q 2 - 1において言及した各事例を含む）において、侵害停止を命じるか否かにあたり、以下の要素は考慮されていますか。考慮された要素があれば、にチェックを入れた上で、どの事例において、当該要素が考慮されたのかを説明してください。

（A～Hを列挙）

- A 特許権者の特許発明実施状況（製造業者かどうか、特許発明を実施しているか、競合製品を販売しているか、ライセンス供与をしているか、適正な条件でのライセンス供与の意思があるかどうか等）
- B 特許権者の主観的態様（差止請求の目的（金銭的賠償目的・加害目的）等）
- C 侵害者の主観的態様（特許権侵害についての故意・過失）
- D 差止の対象となる製品又は技術（技術分野、標準技術であるか、回避可能な技術であるか）
- E 差止の対象となる製品又は技術に対する当該特許の寄与（製品の価格に対する割合が小さい、コア技術ではない等）
- F 差止請求権を認めなかった場合に、原告である特許権者が回復不能な損害を被るかどうか<sup>7</sup>
- G 金銭的賠償でその損害を補償するのに不適切かどうか<sup>8</sup>
- H 差止請求権を認めた場合に、原告の受ける利益と被告の受ける不利益のバランスはどうか<sup>9</sup>
- I 特許権者の権利行使が反競争的であるか
- J 支払が命じられる損害賠償金の額（懲罰的な賠償が認められる等、差止めを認めるまでもなく原告と被告との不利益の均衡が取れているか）

<sup>7</sup> 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

<sup>8</sup> 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

<sup>9</sup> 米国 eBay 事件判決において考慮された 4 要素の 1 つである。

- K 特許権の存続期間（存続期間がどのぐらいあるか）
- L Q2-1 又は上記A～K以外の要素だが、特に重視されたものがある

「カーテンウォール移動連結装置」実用新案特許権侵害事件と「排ガス脱硫方法」特許侵害事件は、いずれも「公共利益の保護」の観点から差止め請求権を認めなかったが、「侵害性を認めたとにもかかわらず、差止め請求権を認めない」の条件については、まだ基準化されていません。そのため、「公共利益の保護」の他に上記A-Lの要素を明確に判決書に入れて、今後同様な判決を下すための基準とする判例は、まだありません。

ただ、上記「江蘇省高級人民法院による現在のマクロ経済情勢下における知的財産権裁判業務の向上及び自主創新の促進に関する指導意見」（蘇高法審委[2009]6号）の第11条においては、「侵害停止責任の適用は、公共利益の保護、企業の生存の保障及び社会安定の導きを反映しなければならない。ソフトウェア、特許技術、商標、商号等の使用の停止を命じると、社会公共の利益を害する、企業に重大な経済的損害を与える、または企業の生存と発展を嚴重に影響する場合は、侵害停止の代わりに他の責任負担の方式を採用してもよい。・・・著作権、特許権事件の審理において、侵害彫刻や特許製品等の廃棄を命じると社会公共の利益を害する又は使用人に重大な損害を与える恐れがある場合は、廃棄の代わりに賠償額を適当に高める等の方式を採用してもよい。」という意見が記載されており、「公共利益の保護のために限る」という理由だけでなく、「企業に重大な経済的損害を与える場合」や「企業の生存と発展を嚴重に影響する場合」等も、侵害停止を命じなくてよい理由として列挙されております。本意見を反映した判決はまだ出ていないと思われませんが、江蘇省の各人民法院の判断に影響を与えることがあると思われま

### Q2-3（差止請求を認めない根拠となり得る法的根拠）

Q2-1、又は、Q2-2において、差止請求を認めなかった裁判例は無いとしても、差止請求を否定する法律上の主張があれば、その根拠を含めて説明してください。

「現在の経済情勢下における知的財産裁判の対局支持に係わる若干の問題に関する意見」（法発[2009]23号）によって、Q2-2におけるHとIも差止請求を否定する際に考慮すべき要素となります。

### Q3-1（将来の損害賠償請求）

特許権に対する侵害が継続しているか又は継続するおそれがある場合に、特許権者が将来の損害賠償を請求することは可能ですか。可能であれば、その法的根拠（条文又は判例など）と共に説明してください。

はい（以下に説明してください）

いいえ

原則的には、中国での損害賠償は、実際に発生した損害の分に限りませんが、将来の損害は必ず発生することを裁判官に説得できれば、予期的損害賠償が認められる可能性もあります。例えば「排ガス脱硫方法」特許侵害事件、「カーテンウォール移動連結装置」実用新案特許権侵害事件をご参照ください。ただ、この予期的損害賠償に関する法的根拠となりうる法条文はありません。

### Q3-2（差止めに代わる金銭填補 1—法的根拠）

「排ガス脱硫方法」特許侵害事件におけるように、貴国においては、侵害停止を命じない代わりに、将来の損害賠償や将来の実施に対する実施料などの支払いを命じることがあると理解しています。このように、人民法院等が、侵害停止に代えて金銭の支払いを命じることの法的な根拠となる条文や司法解釈はありますか。ある場合には、それを列挙してください。ない場合には、裁判所等がそのような権限を有することの根拠について、説明してください。

ある（以下に説明してください）

ない（以下に説明してください）

「現在の経済情勢下における知的財産裁判の対局支持に係わる若干の問題に関する意見」（法発〔2009〕23号）の第15条<sup>10</sup>「行為の差止めの代わりに、より十分な賠償又は経済的補償等の代替措置を採用することにより紛争を解決することができる。」がこのような状況に関する規定ですので、裁判所は、本条を根拠として、侵害停止が妥当でないと認める場合にその代わりに適当な補償の支払を命じることができます。

### Q3-3（差止めに代わる金銭填補 2—算定方法）

侵害停止を命じない代わりに、将来の損害賠償や将来の実施に対する実施料などの支払いが命じられる場合、人民法院等は、当該金銭の金額をどのように算定しますか。算定の基準となる条文・司法解釈等、及び算定の例があれば、それと共に説明してください。

算定の基準となりうる条文・司法解釈等及び算定の詳細を明確化した判例はありません。

<sup>10</sup> 「15、侵害の差止めによる救済作用を十分発揮し、侵害の差止め責任を適切に適用し、侵害行為を有効に抑制する。当事者の訴求事項、事件の具体的事情及び侵害差止めの実際的需要に応じて、侵害品製造用の専用材料や器具等の廃棄を当事者に明確に命じることができるが、廃棄措置の採用は、確かに必要があり、侵害行為の嚴重程度に適応し、且つ必要の無い損失を招かないことを前提としなければならない。関連行為の差止めによって当事者間の利益のバランスが著しく崩れる、又は社会公共の利益を害する、若しくは実際的に実行不可能の場合は、事件の具体的な事情に応じて利益の考量を行い、行為の差止めの代わりに、より十分な賠償又は経済的補償等の代替措置を採用することにより紛争を解決することができる。権利者が侵害を長期的に放任し、権利行使に懈怠していた場合、その差止め請求を認めると当事者間で大きな利益の不均衡を招く恐れがある場合には、差止め請求を認めないことを慎重に考慮してもよい。但し、法に従って合理的な賠償を命じることには影響しない。」

### Q 3-4 (差止めに代わる金銭填補 3—命じられる場合とそうでない場合の区別)

特許侵害行為（実施行為）が継続していながら、侵害停止が命じられなかった場合には、必ず将来の損害賠償や将来の実施に対する実施料など、差止めに代わる金銭の支払いが命じられるのですか。必ず金銭の支払いが命じられるとは限らない場合には、どのように場合を分けているのか、説明してください。

必ず金銭の支払いが命じられる

必ず金銭の支払いが命じられるとは限らない（以下に説明してください）

「現在の経済情勢下における知的財産裁判の対局支持に係わる若干の問題に関する意見」（法発〔2009〕23号）の第15条にて「関連行為の差止めによって当事者間の利益のバランスが著しく崩れる、又は社会公共の利益を害する、若しくは実際的に実行不可能の場合は、事件の具体的な事情に応じて利益の考量を行い、」金銭支払いの有無は決定されることになるとされているので、具体的な事案ごとに上記各事情を考慮して、金銭支払いが命じられるか否かが決定されることとなります。

### Q 3-5 (差止めに代わる金銭填補 4—行政ルートにおける処理)

行政機関に対して特許侵害紛争の解決を求める場合、損害賠償請求はできないものと理解しています。特許権者が特許事務管理部門に対して侵害停止を求めたものの、それが命じられなかった場合、司法ルートにおける処理と同様に、特許事務管理部門が、将来の損害賠償や将来の実施に対する実施料などの支払いを命じることは可能ですか。

可能

不可能

### Q 3-6 (差止めに代わる金銭填補 5—事例)

差止めを制限する代わりに、未来に向けた金銭の支払いを命じた判例は、上記「排ガス脱硫方法」事件の他にありますか。あれば、その概要を説明してください。

ある（以下に説明してください）

ない

判例データベース（「北大法宝」）で検索したところ、同様な判決を下した判例は見つかりませんでした。

### Q 3-7 (強制実施許諾 1)

貴国においては、強制実施許諾の制度（専利法 48 条 1 号・2 号、49 条、50 条、51 条）がありますが、現在までに強制実施権が付与された事例はないものと理解しております。この理解は正しいでしょうか。事例が存在する場合には、そ

の具体的内容について説明してください。

正しい（事例はない）

正しくない（事例はある）（以下に説明してください）

### Q 3-8（強制実施許諾 2）

侵害訴訟の係争中に、中国専利法第 48 条等に基づく強制実施許諾に関する申し立てをすることができますか。

可能

不可能

### Q 4-1（TRIPS 協定 1）

差止請求について、TRIPS 協定との関係について言及した裁判例はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい（以下に説明してください）

いいえ

判例データベース（「北大法宝」）で検索したところ、TRIPS 協定との関係を言及した判例は見つかりませんでした。

### Q 4-2（TRIPS 協定 2）

特許権侵害（またはそのおそれ）があるにもかかわらず裁判所（法院）が差止めを命じないことは TRIPS 協定に違反すると特許権者が主張したものの、そのような主張が認められず、差止めを裁判所が命じなかった裁判例はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい（以下に説明してください）

いいえ

判例データベース（「北大法宝」）で検索したところ、このような判例は見つかりませんでした。

### Q 4-3（TRIPS 協定 3）

特許権に対する侵害が継続しているか又は継続するおそれがあるにもかかわらず、差止請求が認められない場合があるとき、TRIPS 協定と国内法との関係について言及した論文（論文、その他の資料及びその概要）はありますか。あれば、その概要を説明してください。

はい（以下に説明してください）

いいえ

「特許侵害製品の使用者の使用停止責任」（任広科，「電子知識産権」2009年第2期）という論文があり、著者は、TRIPS協定の第44条（加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。）に基づき、侵害品の使用者は必ず侵害品の使用の差止め責任を負うわけではなく、権利者は、使用者が主観上悪意がある場合のみに差止めを請求することができる観点を記述したとともに、侵害者が損害賠償の責任を負うべき場合、及び賠償の金額についても言及しています。

### Q 5（統計データ）

2005～2009年における、年ごとの特許侵害訴訟の統計データ（特許侵害訴訟の件数、特許権者の勝訴率、和解率）を提供してください。

公表されたデータがある場合には、そのデータを提供してください。Web上から入手可能な場合は、入手方法も示してください。

公表されたデータが無い場合、公表された数値等から、貴所で集計可能なものを示してください。

2005年～2009年における年ごとの特許侵害訴訟の受理件数は以下の通りです。

2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
2947件	3196件	4041件	4074件	4422件

特許権者の勝訴率と和解率については、公的機関により公表された統計データは見つかりませんでした。実際には、中国では、全ての判決書又は調停書も公開されているわけではないため、勝訴率と和解率を個人又は事務所で統計することは不可能と思います。

### Q 6（政府方針等）

特許権の権利保護に関係する、科学技術政策、国家知的財産戦略綱要、5ヵ年計画など、政府が公表する方針の概要を説明してください。

2010年秋に第12次5ヵ年計画が公表予定であると理解していますので、第12次5ヵ年計画での特許権の権利保護に影響する方針についても説明してください。

科学技術政策：中国企業の技術開発等を政府援助等の手段により励まし、自主的技術創造を促進し、知的財産権の保護を強化する方針です。

「国家知的財産戦略綱要」：司法ルートと行政ルートによる知的財産権侵害への打撃の強化や、権利保護のためのコストの低減に関する戦略目標を提出したとともに、知的財産権の濫用の防止に関する方針も言及しました。

5 ヶ年計画：知財制度の充実化と完璧化、知財人材の育成、知財保護の強化、知識運用の促進、社会の知財意識の向上等です。

第12次5 ヶ年計画：現在のところ作成中ですので、その特許権の権利保護に関する方針はまだ見られません。

政府が公表する方針：

今年の「World Economic Forum Summer Davos」において、中国の温家宝総理は中国での特許権保護の重視と決心を再度強調し、知的財産権の保護を国家的戦略に入れると発表しました。

2010年9月8日に国务院の審査を通過した「国务院による戦略的新興産業の育成と発展の加速に関する決定」においては、知的財産権の創造、運用、保護及び管理の強化方針が決められました。

「2010年全国知的財産権執法維権専項行動」が2010年4月20日に全面的に展開され、4月26日から5月26日までの期間内に集団的侵害、繰返し侵害、特許詐称行為、特許に係る詐欺行為への打撃を重点とした行動が展開されました。

国家知識産権局の主催で、2009年の年末までは、中国の29の省・市において56の知的財産権権利保護援助センターが設立されており、更に近い将来に全国で100の援助センターの設立を実現する予定です。

2008年に、国家知識産権局の主催で、「雷雨」と「天網」を名称とした知的財産権侵害の模倣品と特許詐称行為の打撃行動を行いました。

## Q7 (判例一覧)

本調査においてにおいて引用した事例（人民法院判決、特許事務管理部門処理決定）の一覧（その概要を含む）を作成した上で、各事例の判決文・決定の文書自体を添付してください。

- 「カーテンウォール移動連結装置事件」の二（(2004)穗中法民三知初字第581号）
- 「消防用グローブバルブ事件」（(2003)寧民三初字第188号）
- 「屋根板固定用留め具事件」の二（瀘二中民五(知)初字第12号）
- 「屋根板固定用留め具事件」の三（瀘高民三(知)終字第12号）
- 「屋根板固定用留め具事件」の四（(2007)二中民初字第6712号判決）
- 「屋根板固定用留め具事件」の五（(2007)寧民三初字第177号判決）（判決文なし）

- 「屋根板固定用留め具事件」の六（(2008)蘇民三終字第0225号判決）

上記事件の概要は「添付1：事件の概要」をご参照ください。

また、上記事件の判決文自体は「添付2：事件の判決書」をご参照ください。

## Q10-1 (標準関係1)

標準化技術について、1989年4月1日に中華人民共和國標準化法が施行されていますが、この法律では特許については規定されていません。2004年に「国

家標準の特許権に係る規定」に関する意見募集が行われており、2009年11月に「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定」に関する意見募集が行われていますが、どちらの規定も施行に至っていないと理解しています。従って、現時点では、標準技術の実施に必要な特許発明についての扱いを規定した法令も司法解釈もないと理解しています。この理解は正しいですか。

正しい

正しくない(以下に説明してください。)

2010年9月28日現在まで、標準技術の実施に必要な特許発明についての扱いを規定した法令又は司法解釈はありません。

なお、ご存知だと思いますが、上記「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定」に対応する「国家標準が特許に関する場合の処置規則（意見募集稿）」も発表されています。例えば、

「<http://www.cnis.gov.cn/wzgg/bgsgg/201001/P020100129258533084686.pdf>」をご参照ください。

#### Q10-2（標準関係2）

標準化技術にかかる特許の取り扱いについて、現在、政府又は公的機関により検討されている情報があれば、説明してください。

中国標準化研究院のホームページ (<http://www.cnis.gov.cn/>) には「標準化における特許政策に関するわが院と米国国家標準協会の円卓会議が先日開催された」という記事

([http://www.cnis.gov.cn/xwdt/zhxw/kyxw/201009/t20100910\\_6019.shtml](http://www.cnis.gov.cn/xwdt/zhxw/kyxw/201009/t20100910_6019.shtml)) が掲載されています。会議の具体的内容が公開されていないため、現在、中国標準化研究院による標準化規則の制定作業の進展は把握していません。

禁 無 断 転 載

平成 22 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

権利行使態様の多様化を踏まえた特許権の  
効力の在り方に関する調査研究報告書

平成 23 年 2 月

請負先 財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 1 1 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)